

再検証要請の要点（案）

医政局

1. 基本的な考え方

今回の公立・公的医療機関等の分析は、あくまでも高度急性期・急性期機能に着目したものであり、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするもの。●の領域のある医療機関において●の付された領域に関する検討に着手を求める。その際、民間医療機関も含めた構想区域全体の観点からの協議が必要であれば、地域医療構想調整会議における必要な協議を求める。

※2の再検証要請対象医療機関以外については、検討の着手は求めるが、期限等は現時点では設けず、今後、進め方について整理のうえ通知する。

※いわゆるこども病院のように特定の領域について高度・先進医療を提供している場合もあり、留意する必要がある旨を明記

2. 期限を定め再検証要請を行う対象医療機関

特に、「診療実績が特に少ない」（急性期の診療実績が無い場合も含む。）が9領域全てとなっている、又は「類似かつ近接」（急性期の診療実績が無い場合も含む。）が6領域（人口100万人以上の構想区域を除く。）全てとなっている公立・公的医療機関等に対して、期限を定め再検証を求める。

3. 再検証内容

以下(1)(2)について各医療機関、地域医療構想調整会議で検討・協議のうえ、理由を付したうえで、地域医療構想調整会議にて合意を得ていただくこと。

※一定の対応をとることで既に合意されているような場合について、十分な取組がなされていると調整会議で合意を得られれば更なる取組は必要でない旨を明記

※病床機能報告が行われていない医療機関については、今後検討のうえ必要な対応について通知する旨を明記

(1) 「A 診療実績が特に少ない」医療機関に関するもの

以下①～③について、医療機関において検討のうえ、その結果を地域医療構想調整会議の場で協議。

①現在の地域の急性期機能や人口とその推移等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理

※周囲に医療機関が無く引き続き急性期機能を担う必要があること、一部の診療領域に特化しており引き続き急性期病床が必要であること等については、ここに記載。

②①を踏まえ、分析対象領域ごとの医療機能の方向性（機能縮小等）

③②の結果得られる4機能別の病床の変動

(2) 「B 類似かつ近接」医療機関に関するもの

まずは、医療機関において以下①～③について検討のうえ、地域医療構想調整会議においても④⑤について協議を実施。

①現在の地域の急性期機能や人口とその推移等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理

※周囲の医療機関と適切な機能分化・連携が図れていること、一部の診療領域に特化しており引き続き急性期病床が必要であること等については、ここに記載。

②①を踏まえた分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能連携や統合、機能縮小等）

③②の結果得られる4機能別の病床の変動

④構想区域全体の、領域ごとの2025年の医療提供体制の姿。

⑤④の結果得られる構想区域全体の2025年の4機能別の病床数

4. 今後の進め方及び議論の状況把握

再検証に係る具体的な進め方に関し、地域医療構想調整会議における議論の状況を踏まえたうえで整理する必要があることから、今後、厚生労働省において随時状況の把握を行うことを想定している。

再検証については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」における一連の記載を基本とし議論に着手し、進めていただきたい。

そのうえで、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019（令和元年12月19日）」において、民間医療機関の対応方針策定の促進のための方策の議論等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（仮）」に向け、工程表の具体化を図ることとしており、2020年度から2025年度までの具体的な進め方について、状況把握の結果も踏まえ、また、地方自治体の意見も踏まえながら、整理のうえ改めて通知する。

5. 留意事項

- (1) 公立・公的医療機関等については、設置主体ごとに、期待される役割や、税制上・財政上の措置等の状況が異なっており、具体的対応方針の再検証に当たって留意が必要であること。
- (2) データを取った2017年以降に見直しが実施されている医療機関においては、見直しが十分であるか調整会議において明示的かつ丁寧に議論を行い、更なる対応の必要性について検討すること。

6. 地域医療構想調整会議の運営

- ・ 会議資料や議事録はできる限り速やかに公表いただきたい。
- ・ より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をいただきたい。
- ・ 客観的なデータや第三者的な視点の活用についても検討いただきたい。